

◎新潟県告示第906号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成28年8月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルプタノアート（通称名：EMB－FUBINACA）及びその塩類
- (2) N－（1－アミノ－1－オキソ－3－フェニルプロパン－2－イル）－1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：APP－CHMINACA、PX－3）及びその塩類
- (3) 3－メトキシ－2－（メチルアミノ）－1－（4－メチルフェニル）プロパン－1－オン（通称名：Mexedrone、4－MMC－OMe）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成28年8月26日